

令和 8 年 2 月 3 日

周南市長 藤 井 律 子 様

周南市市民参画推進審議会
会長 酒 井 徹 也

令和 7 年度 周南市市民参画審議会への諮問事項に対する答申について

令和 7 年 8 月 1 日付け周地推第 3 9 5 号で諮問のありました事項について審議した結果、下記の通り答申いたします。

併せて、市民が市政に関心を持ち、主体的な市民参画の推進につながるよう、審議会委員の意見を提出します。

記

1 周南市市民参画条例第 6 条第 1 項に基づき市民参画を実施した施策の市民参画の実施状況の評価に関する事項

市の各機関は、条例の規定を遵守し、市民参画を推進していると評価します。

特に、施策の目的や対象者に合わせた手法を用い、これまで声が届きにくかった子どもや若者の参画を促し、当事者主体で事業を運営する協働の取り組みは好事例といえます。

例として、アンケートの実施に当たり、Web フォームや二次元コードを活用した事例が挙げられます。場所や時間にとらわれずにスマートフォンから回答ができるため、回答数の増加につながり、多様な意見を集めることにつながっています。

また、アンケートを行う対象者の年齢に応じて、幼い子どもに対しては選択式で、小学校高学年以上からは自由記述による回答とするなど、世代に応じて内容や文面を変えている事例に加え、シンポジウムや実行委員会等の手法を施策の目的や対象者に合わせて適切に選択しており、市民参画を実施した担当部署の創意工夫が随所に見られました。

こうした好事例については市の各機関で共有を図り、今後の更なる市民参画の推進につなげてください。

一方で、一部の審議会等で委員の公募原則が徹底されていないものが見受けられました。委員の公募は、多様な市民の意見を施策に反映させるための重要な市民参加の方法の一つです。特に定めがない限り、委員に高い専門性が求められる審議会等であっても委員の公募に努めてください。

2 周南市市民参画条例第6条第3項に基づき市民参画を実施した施策の市民参画の実施状況の評価に関する事項

市の各機関は、条例の規定を概ね遵守し、市民参画を積極的に推進していると評価します。

一方で、市民参画の実施に当たり審議会のみなど単一の手法で完結しているものが多いことから、施策の目的や対象者に合わせて複数の手法を用いることで、より効果的な市民参画につながるものと考えます。

3 市民参画条例の見直しに関する事項

「周南市市民参画条例」は、平成19年4月に施行されており、令和8年度に、本条例施行から20年目を迎えることとなります。急速に進む人口減少、少子高齢化の進行、生活様式や価値観の多様化、ICT・IoTの進化などにより、社会は目まぐるしく変化しており、条例制定当時と比較すると、市政を取り巻く状況も大きく変化しています。

このため、今後、よりよい市民参画の実施に向けて、現行の条例の運用方法が、今の時代やこれから先の時代に沿っているのか、条例制定から20年の節目となる令和8年度に向けて、条例の見直しの必要性について検討を行いました。

現在の条例に基づき適切な市民参画が行われていることを鑑みると、現行条例の基本理念や制度としての必要性及び有効性は、依然として充分であると評価します。

一方で、制定当時想定されていなかったデジタル技術の進展や、多様性の尊重といった社会的要請に応えるためには、運用面の改善だけでなく条例上の位置づけを明確化する必要があるとの意見が出されました。具体的には、オンライン会議などデジタル技術活用の明記や、審議会委員選任における男女比、障がい者比率等の数値目標の設定など、多様な民意を制度としてより確実に担保するための方策についてです。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、当審議会において、より時代に即した条例へのアップデートの必要性について、引き続き審議を行って参ります。

4 総 評

市民参画の実施について年々手法が増えていることは、高く評価できます。今後は、一つひとつの参画の機会を「点」で終わらせず、アンケートで民意を把握し、審議会で議論を深め、パブリック・コメントで透明性を確保するといった、「線」や「面」で捉える複合的なアプローチの推進が求められるでしょう。市民との継続的な対話と協働を一層深化させ、市政への信頼と満足度を高めていくことを強く期待します。